

資料4

平成27年度書面審査の対象事業の選定基準

行政事業レビュー実施要領（抜粋）

第 2 部 事業の点検等

2 外部有識者による点検

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
- ア 前年度に新規に開始したもの
  - イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの
  - ウ 前年のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見の対象となったもの
  - エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

- ② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも 5 年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、
- ・ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
  - ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
  - ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの
- を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行うこととする。

※ 下線部は昨年からの変更点について分かりやすくするため便宜的に付したものの。